

## 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 : 道路交通法(5-1)
根 拠 条 項 : 第8条第2項
処 分 の 概 要 : 通行許可
原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。)
法令の定め : 道路交通法施行令第6条(通行を禁止されている道路における通行の 許可) 道路交通法施行規則第5条(通行禁止道路通行許可証の様式等) 千葉県道路交通法施行細則第3条の3(通行の禁止された道路を通行 させる事情)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標準処理期間 : 5日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 通行禁止されている道路を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課
備 考

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場所で以下の（1）～（3）のすべてを満たす場合。
  - （1）通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること
  - （2）社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段をとりえない状況にあること
  - （3）許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと
- 3 1、2のほか、貨物の集配その他の千葉県道路交通法施行細則（昭和35年12月20日公安委員会規則第12号）第3条の3に規定する事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

なお、

「日常生活に欠かすことのできない物品」とは、食料品、日常雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

「社会慣習上」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているものをいう。

「業務上の必要」とは、貨物の集配等通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。

「やむを得ない場合」とは、許可対象行為に関し、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。